

# 中間検査・完了検査申請 提出書類一覧（全国共通版）

令和7年4月1日

株式会社 確認サービス

下記一覧表以外に、建設地ごとに追加書類が必要な場合があります。建設地別の追加書類一覧をご覧ください。

## □■ 中間検査申請時に必要な書類 ■□

提出書類		備考
①	中間検査申請書（別記第26号様式）	
②	委任状（代理者確認）、建築士免許証の写し（設計者・監理者確認）	免許証の写しは変更になった場合のみ改めて添付要。
③	軽微な変更説明書	直前の確認以降に軽微の変更があった場合提出。検査申請書第三面に軽微な変更の概要記載のこと。
④	特定行政庁の規則(細則)で指定する工事関係報告書類等	特定行政庁が定めている場合に添付。

検査の特例の適用を受ける場合に必要な書類		
⑤	検査の特例の適用を受ける場合に要する以下の写真 (1)構造耐力上主要な部分の軸組の写真 (2)仕口その他の接合部の写真 (3)鉄筋部分等を写した写真	屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時、その他特定行政庁が指定する工程終了時において撮影された(1)(2)(3) ※1

## ■ ■ 完了検査申請時に必要な書類 ■ ■

提出書類		備考
①	完了検査申請書（別記第19号様式）	
②	委任状（代理者確認）、建築士免許証の写し（設計者・監理者確認）	免許証の写しは変更になった場合のみ改めて添付要。
③	軽微な変更説明書	直前の確認以降に軽微の変更があった場合提出。検査申請書第三面に軽微な変更の概要記載のこと。
③-1	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書 ※軽微な変更説明書別添資料（省エネ適合性判定変更部分）	非住宅で省エネ基準に変更がある場合は「軽微な変更説明書」と併せて添付下さい。
③-2	建築物エネルギー消費性能基準に係る軽微な変更説明書（住宅版）軽微な変更説明書別添	住宅で省エネ基準に変更がある場合は「軽微な変更説明書」と併せて添付下さい。評価・長期等の手続きで変更がある場合も同様です。
④	緑化施設工事完了確認通知書及び緑化施設工事完了届の副本又は緑化施設工事完了延期認定通知書	都市緑地法第43条第1項の認定を受けた場合に添付。
⑤	特定行政庁の規則(細則)で指定する工事関係報告書類等	特定行政庁が定めている場合に添付。
⑥	省エネ基準工事監理報告書	省エネ基準の適合確認を行った建築物（新三号建築物以外）が対象です。建設地の特定行政庁が規則・細則により様式を定めている場合は、特定行政庁が定める様式にて提出下さい。
⑦	省エネ基準 完了検査資料用紙（一戸建ての住宅用）	※弊社書式。省エネ基準の適合確認を行った建築物（新三号建築物以外）が対象です。現場での当該用紙の掲示で検査員が内容を確認出来る場合は提出不要です。

検査の特例の適用を受ける場合に必要な書類	
⑧	検査の特例の適用を受ける場合に要する以下の写真 (1)構造耐力上主要な部分の軸組の写真 (2)仕口その他の接合部の写真 (3)鉄筋部分等を写した写真
	屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋の工事終了時、その他特定行政庁が指定する工程終了時において撮影された(1)(2)(3) ※1

省エネ基準の適合確認を行った建築物（新三号建築物以外）は、適合確認を行った方法に応じて以下の図書及び書類を提出下さい。ただし、弊社で申請済（同意書等添付に限る）の場合は添付不要です。		
⑨	建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（変更含む）	他機関で省エネ適合性判定を受けた場合に添付。
⑩	設計住宅性能評価に要した図書及び書類（変更含む）	他機関で設計住宅性能評価を受けた場合に添付。
⑪	建設住宅性能評価を受けた場合の検査報告書の写し（変更含む）	他機関で建設住宅性能評価を受けた場合に添付。全ての検査報告書が必要です。
⑫	長期優良住宅（認定又は確認）に要した図書及び書類（変更含む）	他機関で長期優良住宅（認定又は確認）を受けた場合に添付。
⑬	大臣認定（特殊な構造又は設備を用いる場合）に要した図書及び書類（変更含む）	大臣認定（特殊な構造又は設備を用いる場合）を受けた場合に添付。
⑭	性能向上計画認定に要した図書及び書類（変更含む）	性能向上計画認定を受けた場合に添付。
⑮	低炭素建築物認定に要した図書及び書類（変更含む）	低炭素建築物認定を受けた場合に添付。

検査時に於ける参考書類（現場にて提示して頂く場合があります）※2

構造参考書類	その他参考書類
<input type="checkbox"/> 工程写真	<input type="checkbox"/> 昇降機自主検査結果報告書
<input type="checkbox"/> 地盤調査報告書	<input type="checkbox"/> 昭55告示1292号による浄化槽自主検査結果報告書
<input type="checkbox"/> 一軸圧縮試験等結果報告書	<input type="checkbox"/> 非常照明照度測定結果報告書
<input type="checkbox"/> 杭施工報告書	<input type="checkbox"/> 機械排煙設備風量測定結果報告書
<input type="checkbox"/> 地盤改良施工状況報告書	<input type="checkbox"/> 機械換気設備風量測定結果報告書
<input type="checkbox"/> 材料規格証明書（ミルシート等）	<input type="checkbox"/> 断熱材の種類、厚さ、設置状況を示す写真、納品書等 ※3
<input type="checkbox"/> アンカーボルト規格証明書	
<input type="checkbox"/> PC鋼線、PC鋼棒については規格証明書	<input type="checkbox"/> 太陽光パネル、その他目視確認が出来ない設備等の仕様、設置状況を示す写真、納品書等 ※3
<input type="checkbox"/> 鉄骨製作要領書	
<input type="checkbox"/> 鉄骨製品検査結果	
<input type="checkbox"/> 超音波探傷試験実施状況写真	
<input type="checkbox"/> コンクリート調合計画書	
<input type="checkbox"/> コンクリート圧縮試験結果	
<input type="checkbox"/> コンクリート塩分測定結果	
<input type="checkbox"/> 鉄筋ガス圧接試験結果	
<input type="checkbox"/> その他特殊な材料の規格証明書又は材料試験結果書	

※1 法7条の5に規定する建築物の検査の特例を受けようとする方は、規則第4条第1項第2号又は第4条の8第2号の写真が必要となりますので注意下さい。尚、確認申請時に特例を適用される方は、検査においても特例を適用させていただきます。

※2 検査申請書に添付したものは除きます。

※3 省エネ基準の適合確認を行った建築物の完了検査において目視確認が困難なものが対象です。一戸建て住宅に関しては、「省エネ基準 完了検査資料用紙（一戸建ての住宅用）」をご利用下さい。

※ 紙申請の場合は、封筒と切手をご用意下さい。

封筒（検査済証送付用）110円切手貼付（適合証明付は110円,S付きは180円）